

入札説明書

「令和6年度須恵町ひとり親家庭への
子育て応援食材支給業務」に
関する一般競争入札

須恵町役場 子育て支援課

須恵町が発注する令和6年度須恵町ひとり親家庭への子育て応援食材支給業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年4月1日

2. 発注者 須恵町長 平松 秀一

3. 担当課 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地
須恵町役場 子育て支援課
TEL 092-932-1459

4. 業務概要

(1) 件名 令和6年度須恵町ひとり親家庭への子育て応援食材支給業務

(2) 業務場所 須恵町内

(3) 業務概要 別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間 契約締結日～令和7年3月31日

(5) 支給予定数 契約期間内において毎週50世帯200人程度

5. 入札参加資格

一般的要件（次に掲げる条件のいずれにも該当しない者とする）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 須恵町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止等の措置期間中である者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く）等、経営状態が著しく不健全である者。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

オ 営業に関し、許可・認可又は登録等を必要とする場合において、これを得ていない者。

6. 参加に係る提出書類

(1) 参加資格審査に係る提出書類

- ① 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
- ② 市町村税（すべての税目）に係る納税証明書（申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの。写し可） ※1
- ③ 都道府県税に係る納税証明書（申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの。写し可） ※1
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（申請日直前3ヶ月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑤ 業務経歴書（業務実績） 任意様式 ※2
- ⑥ 財務諸表
- ⑦ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ⑧ 誓約書（様式第2号）
- ⑨ 使用印鑑届（様式第3号）
- ⑩ 委任状（様式第5号） ※3

※1 ⑩の委任状を提出する場合は、委任先が所在する都道府県及び市町村の納税証明書を提出すること。

※2 申請日直前2年間に完了した業務を記入すること。

※3 必要がある場合のみ提出すること。

※4 令和6・7年度 須恵町競争入札参加資格審査申請書を提出し、有資格者名簿に記載されている場合は、①・②・③・④・⑥は免除する。

(2) 質疑について

- ① 提出方法 本町ホームページにある「質疑書（様式第6号）」により作成し、令和6年4月8日（月）の12時までに電子メールにより送付すること。ただし、電子メールによることが困難な場合は、ファクシミリによることも可とする。なお、質疑がない場合は、その旨について提出の必要はない。
- ② 提出先 須恵町役場 子育て支援課
電子メール：kosodate@town.sue.lg.jp
FAX番号：092-933-6626

③ 回答 令和6年4月9日(火) 16時から本町公式ホームページに掲載する。

(3) 申請書類の提出期限、場所

① 参加資格審査資料提出期限

令和6年4月17日(水) 17時まで(期限までに持参または郵送**必着**)

※ 郵送による提出の場合は、郵便局による一般書留・簡易書留・レターパックプラス、または総務省の認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便、その他配達記録が残る信書便によるものとする。

② 提出場所(送付先)

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

須恵町役場 子育て支援課

※ 郵送の場合は、封筒の表に「令和6年度須恵町ひとり親家庭への子育て応援食材支給業務資料在中」と朱書きのこと。

※ 参加資格審査の結果通知については、令和6年4月19日(金)発送予定。同日に一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)に記載されたメールアドレスにも送付予定。

7. 入札の方法及び入札に係る提出書類

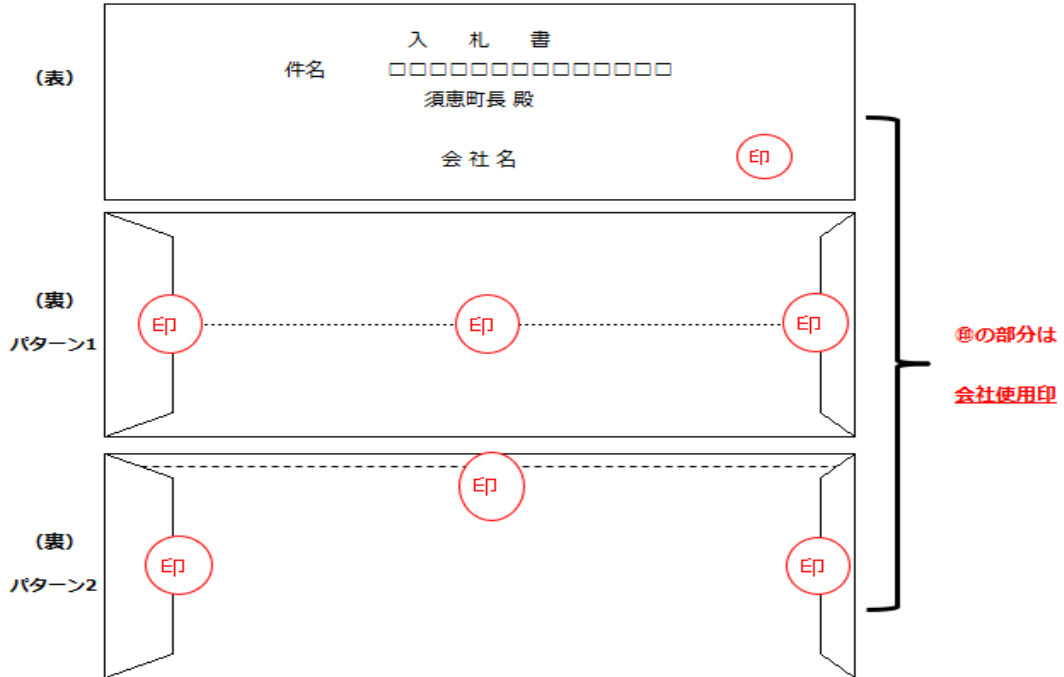
(1) 本入札は郵送による一般競争入札とする。

① 入札書

参加しようとする者は、本町ホームページにある「入札書(様式第7号)」により作成し、入札金額の100分の10に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者、免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札金額欄に記載すること(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。入札書は封書にして自己の名を明記・押印の上、提出期限までに提出先に郵送すること。

なお、入札書の窓口の持参または普通郵便での郵送は認めない。

・入札書の封筒記載例



・入札書の郵送提出例



入札書封入封筒を郵送用封筒に入れて郵送してください。

② 内訳書

税込み単価は、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を記載すること。算定根拠として、別紙内訳書を入札書と一緒に提出すること。

別紙の内訳書の単価の欄は消費税、地方消費税を含むものとする。

※ 内訳書の入札書記載金額（税抜金額）は、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を記載すること。

(2) 提出期限、提出先及び開札日

提出期限 令和6年5月8日（水）まで（必着）

提出先 **須恵町役場 まちづくり課 管財契約係**

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

開札日 令和6年5月9日（木）

※ 開札時の立会いは、入札の適正な執行と行政事務の効率化に伴う経費の削減、入札参加者の立会い負担の軽減を目的に郵送による競争入札を導入している。そのため開札時の立会いは、入札事務に関係のない須恵町役場職員を立ち合わせるものとする。

(3) 郵送の方法

入札書封入封筒を、郵送用の別封筒（以下、郵送用封筒という）に入れ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で郵送すること。郵送用封筒の表面に赤字で「令和6年度須恵町ひとり親家庭への子育て応援食材支給業務 入札書在中」と記載すること。

(4) 落札者の決定

本入札は、予定価格の範囲内において、最低価格の入札者を落札者と決定する。ただし、1回目の開札で予定価格に満たないため、落札者が決まらない場合は、最低価格を発表し、最高2回まで入札を行う。2回目の入札を実施する場合は、開札日に、その旨を通知する。

(5) 落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合のくじ番号による決定方法

・ くじ番号

入札参加者はあらかじめ3桁以内の任意の番号（くじ番号）を、入札書の右下余白「くじ希望番号」欄に記載すること。くじ番号の記載がない場合は、「999」を割り当てる。

- 入札順位

落札者となるべき同価の入札者の入札順位は、『参加者資格審査に係る提出書類』の申請者（連名の場合は、代表して入札手続きを行う者）の五十音順で順に0,1,2,3…と番号を割り振る。

例) す え たろう・・・0 ※同じ文字が続く場合、次の文字で判断する。

す え はなこ・・・1 ※同じ文字が続く場合、次の文字で判断する。

つつじ じろう・・・2

- 落札者の決定

同価の入札者のくじ番号の合計を同価の入札者数で割り、余りを算出する。入札順位が、下記方法で算出された数字と同じ者を落札者とする。

【計算例】

※A～Fの6者のうち、A、C、D、Fの4者が落札となるべき同価格（3桁の任意の数字・名簿順は下表のとおり）とする。

○○順	入札額	入札順位	3桁の数字
A (登録番号1)	10,000,000	0	123
B (登録番号12)	11,000,000		400
C (登録番号55)	10,000,000	1	005
D (登録番号108)	10,000,000	2	999
E (登録番号500)	10,800,000		456
F (登録番号1392)	10,000,000	3	777

$(123 + 005 + 999 + 777) \div 4 = 476$ 余り「0」

よって、入札順位「0」のAが落札者となる。

(6) 郵便入札の無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 指定した郵送方法以外の方法で提出された入札書
- ② 提出期限に到着しない入札書
- ③ 1つの入札について同一の者が2通以上提出した入札書
- ④ 審査結果通知日以降～開札日以外の日付を記入した入札書
- ⑤ 記名押印を欠く入札書
- ⑥ 金額を訂正した入札書
- ⑦ 誤字・脱字等により意思表示が不明である入札書

- ⑧ 内訳書の同封がない入札書及び内訳書の記載金額が入札書と一致しない等、記載内容に不備がある入札書
- ⑨ 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札書
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札書

8. 入札の辞退等

- (1) 入札の参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する業務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表社印を押印し、入札書の提出期限までにまちづくり課へ提出するものとする。なお、入札辞退に係る様式は、上記の記載事項を満たした任意様式とする。
- (2) 入札参加者の入札書が提出期限までに提出されなかった場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除

- (2) 契約保証金

落札者は、契約の締結に際し予定総額（税込み）の10%以上の額（千円未満の端数がある場合は、切り上げ）を保証金として納付すること。

保証の種類は次の中から選択できる。

- ① 現金
- ② 有価証券（国債証券、地方債証券の場合は、額面金額の10分の9で算定する。）
- ③ 銀行等の保証（金融機関等による債務不履行時の損害金の支払保証）
- ④ 履行保証保険証券

※ ①の現金の場合、原則、「納付書による銀行等での支払い」または「口座振込」とする。なお、「口座振込」にかかる振込手数料は事業者の負担とする。

10. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。